

自転車保険の加入

はお済でしょうか?

防犯・交通安全特集



事故事例

ある日の夕暮れ時、急いで自転車を走らせていた買い物帰りの68歳のAさん。

その時です。木陰から突然Bさんが!!慌ててブレーキをかけたが、スピードが出ていたので勢よく衝突してしまい、Bさんに大ケガを負わせ、Aさん自身も頭を強く打ち、しばらく入院生活を送りました。

このような自転車事故は決して珍しくありません。

この事故でBさんにケガを負わせたAさんは、Bさんに対してさまざまな補償をしなければなりません。平成25年には自転車事故の加害者側に対し**9,521万円**という賠償命令が出されたこともあります。

大阪府では、平成28年7月1日から大阪府自転車条例により自転車保険の加入が義務化されました。

また、この条例では65歳以上の高齢者の方のヘルメットの着用を推奨しています。

Aさんが、この条例の通りにしていれば...

自転車保険に加入していればBさんへの補償として支払わなければならない賠償額の全部または一部が支払われます(支払われる条件、金額等は加入される保険会社によって異なります)。

ヘルメットを着用していればAさんの頭部のケガも軽くすんだかも分かりません。

自転車ルールを守り、安全運転を心がけ事故がないよう注意する事はもちろんのことですが、万が一の事故に備えて自転車保険の加入や、高齢者の方はヘルメットの着用など、今一度検討してみてください。

<条例に関するお問い合わせ> 大阪府自転車条例総合窓口 ☎6944-6736

問合せ まちづくり推進室(まちづくり協働)②番窓口 ☎4302-9734